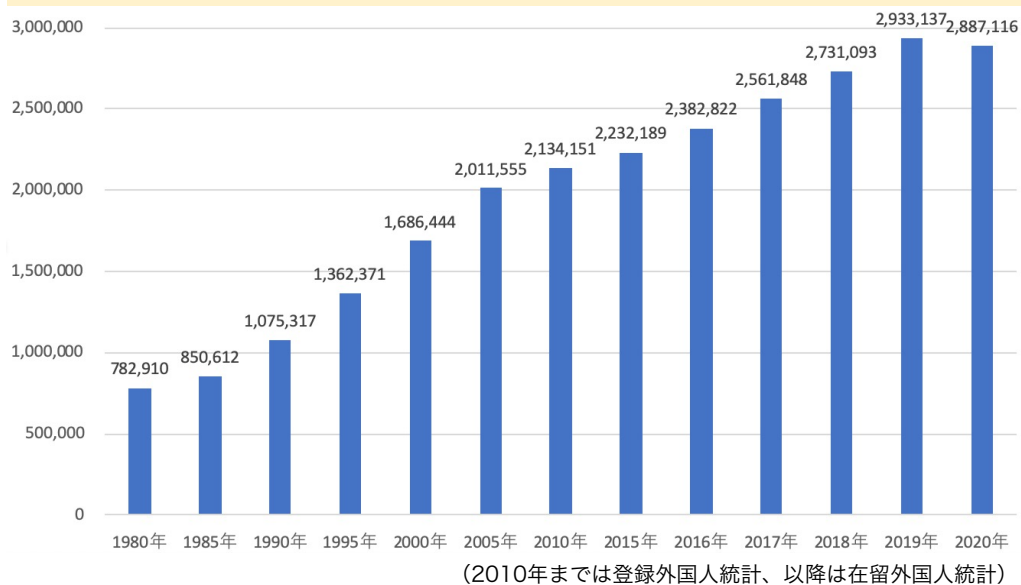


コロナ禍の外国人労働者

元・東京都労働相談情報センター
坂本 孝夫

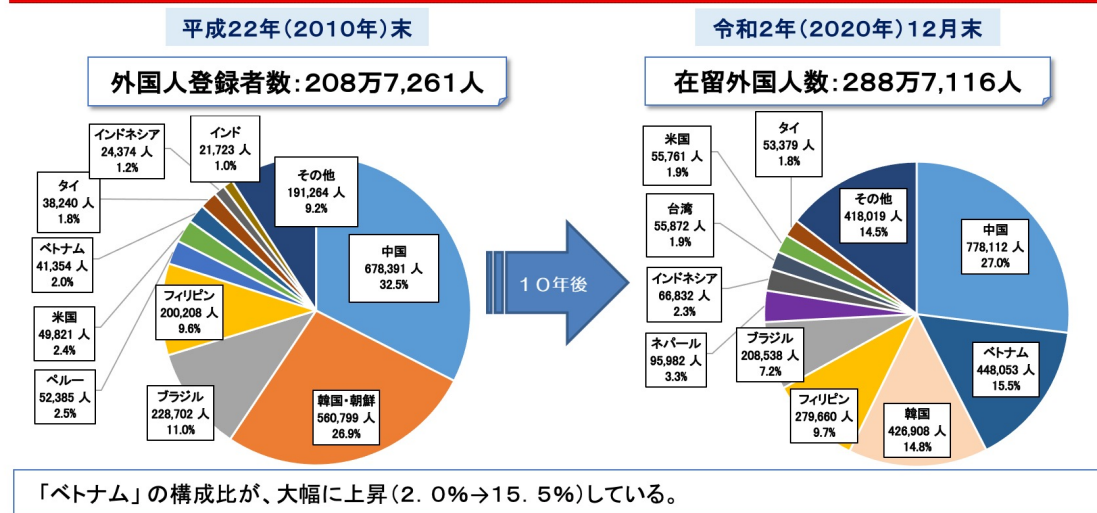
1

在留外国人数の推移（長期）



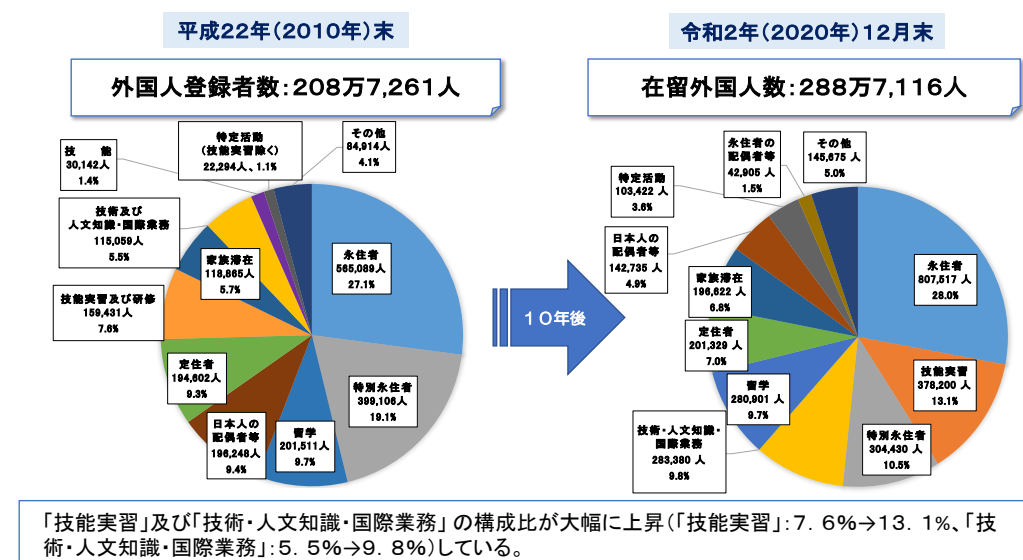
2

在留外国人の構成比（国籍・地域別）の変化



3

在留外国人の構成比（在留資格別）の変化



※ 平成22年末の外国人登録者数(208万7,261人)は、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数である。

※ 平成22年末の「技術及び人文知識・国際業務」の数は、「技術」及び「人文知識・国際業務」の数を合算したものである。

※ 平成22年末の「技能実習及び研修」の数は、「技能実習」、「特定活動(技能実習)」及び「研修」の数を合算したものである。

※出典: 有識者会議資料

4

コロナ禍の在留外国人数の変動

在留資格	2019年末	2020年末	増減数	増減率
技術・人文知識・国際業務	271,999	283,380	11,381	4.2%
技能実習	410,972	378,200	-32,772	▲8.0%
特定活動	65,187	103,422	38,235	58.7%
特定技能	1,621	15,663	14,042	866.3%
留学生	345,791	280,901	-64,890	▲18.8%
永住	793,164	807,517	14,353	1.8%

5

在留外国人内訳 (2,887,116人：2020年末) ～ 全人口比2.3%

('21.1.1推計値：1億2563万人)

*就労可能な在留資格 (805,800人：27.9%) (100.0%)

教授 6,647人	芸術 448人	宗教 3,771人	報道 215人
経営・管理 27,235人	法律・会計業務 148人	高度専門職 16,554人	医療 2,476人
研究 1,337人	教育 12,241人	介護 1,714人	興行 1,865人
技術・人文知識・国際業務 283,380人 (35.2%)	企業内転勤 13,415人		
技能 40,491人	特定技能 15,663人	技能実習 378,200人 (46.9%)	

*就労資格以外で就労している外国人

留学 280,901人	ワーキングホリデー 9,570人	EPA 3,465人
家事使用人 1,165人	インターンシップ 1,371人	🚫 非正規滞在 82,868人 ('21.1.1)

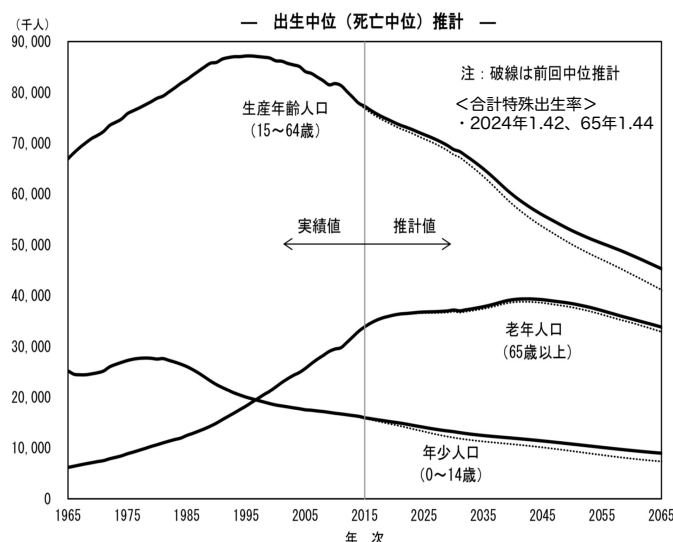
*身分・地位に基づく在留資格 (1,498,916人：51.9%)

永住者、定住者等 1,194,486人 (41.4%)	特別永住者 304,430人 (10.5%)
-----------------------------	------------------------

(永住者：807,517人、定住者：201,329人、日本人配偶者等：142,735人、永住者配偶者等：42,905人)

6

日本の将来推計人口2017（国立社会保障・人口問題研究所）



* 日本の総人口

1872年：3,481万人（明治5年）
→2008年：12,808万人（ピーク時）
→2015年：12,709万人（世界10位）

* 将来推計人口（中位推計）

・2040年：11,092万人
～25年間で1,617万人減少
（年平均64.7万人）
・2065年：8,808万人（中位推計）
～50年間で3,901万人減少
（年平均78.0万人）

* 生産年齢人口（15歳～64歳）

1997年：8,699万人（69.0%）
2017年：7,596万人（60.0%）

* 外国の人口（2015年）

ドイツ8,218万人、イギリス6,511万人
フランス6,428万人、韓国5,062万人

7

分野別の人手不足状況と外国人労働者

* 農業

- ・基幹的農業従事者（主に自営農業に仕事として従事した者）
2020年136.3万人 ⇐ 2015年174.4万人 ～ 5年間で40万人近く減少
- ・65歳以上が69.6% ・外国人労働者：38,064人（2020年10月）

* 介護

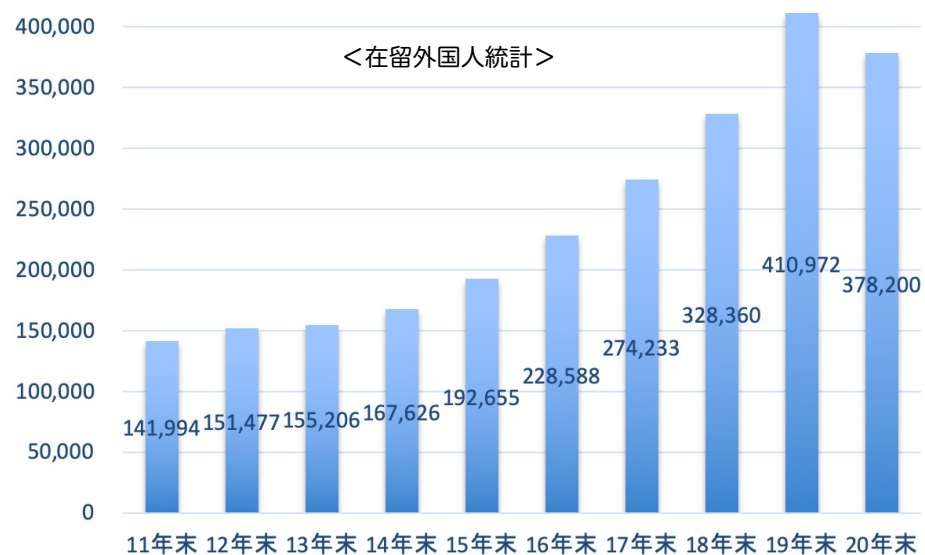
- ・2025年介護人材245万人必要：34万人不足（厚生労働省推計）
- ・2021年4月 有効求人倍率：3.29
- ・「社会保険・社会福祉・介護事業」の外国人労働者：29,838人（2020年10月末）
- ・在留資格：「介護」（1,714人：'20末）、経済連携協定（EPA）、永住者・
定住者等、留学生、技能実習、特定技能（3,359人：'21.3末）など

* 建設

- ・2021年4月：就業者498万人 ～ 2019年：65歳以上の就業者が16.4%
- ・2021年4月 有効求人倍率：4.65
- ・外国人労働者：110,898人（2020年10月末）

8

急増する技能実習生



9

在留技能実習生数の推移

年	2012年		2014年		2016年		2018年		2020年	
総数	151,477	100%	167,626	100%	228,588	100%	328,360	100%	378,200	100%
中国	111,395	73.5%	100,093	59.7%	80,857	35.4%	77,806	23.7%	63,741	16.9%
ベトナム	16,715	11.0%	34,039	20.3%	88,211	38.6%	164,499	50.1%	208,879	55.2%
フィリピン	8,842	5.8%	12,721	7.6%	22,674	9.9%	30,321	9.2%	31,648	8.4%
インドネシア	9,098	6.0%	12,222	7.3%	18,725	8.2%	26,914	8.2%	34,459	9.1%
タイ	3,464	2.3%	4,923	2.9%	7,279	3.2%	9,639	2.9%	10,735	2.8%
その他	1,963	1.3%	3,628	2.2%	10,842	4.7%	19,181	5.8%	28,738	7.6%

(出所：法務省在留外国人統計)

10

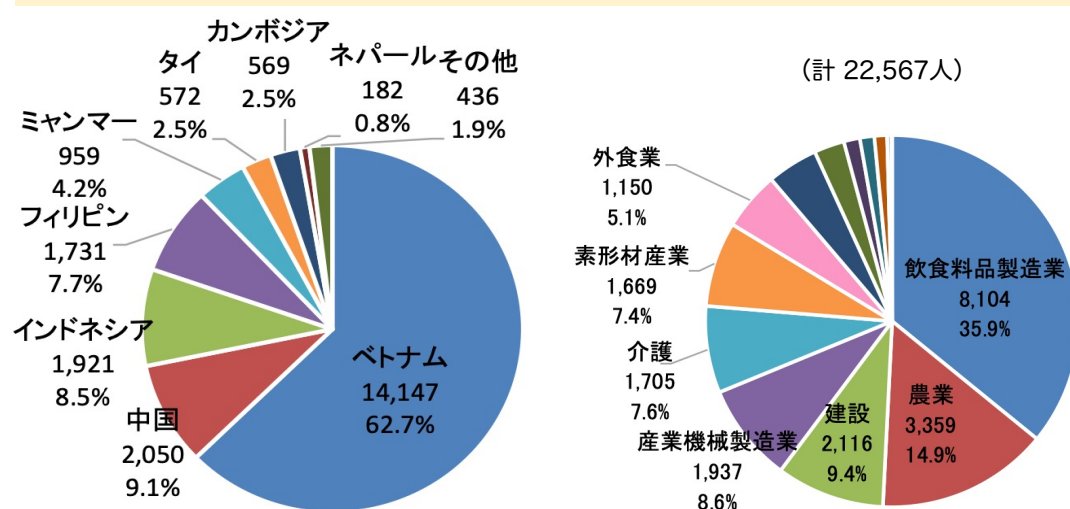
在留資格「技能実習」（6類型）

		(2020年)		(2020年末)	
技能実習	企業単独型（イ）	団体監理型（ロ）	新規入国者数	在留者数	期 間
1号	職種制限なし	職種制限なし	76,456人	75,681人	1年
2号	職種制限あり*	職種制限あり*	118人	262,663人	2年
3号	同 上	同 上	7,252人	39,856人	2年
研 修	非実務研修のみ or 公的研修（実務可）		2,392人	174人	1年,6月,3月

（* 技能実習移行対象職種：85職種156作業 ～ 主に農漁業、建設業、製造業、一部サービス業）

11

特定技能受入れ状況（2021年3月末）



12

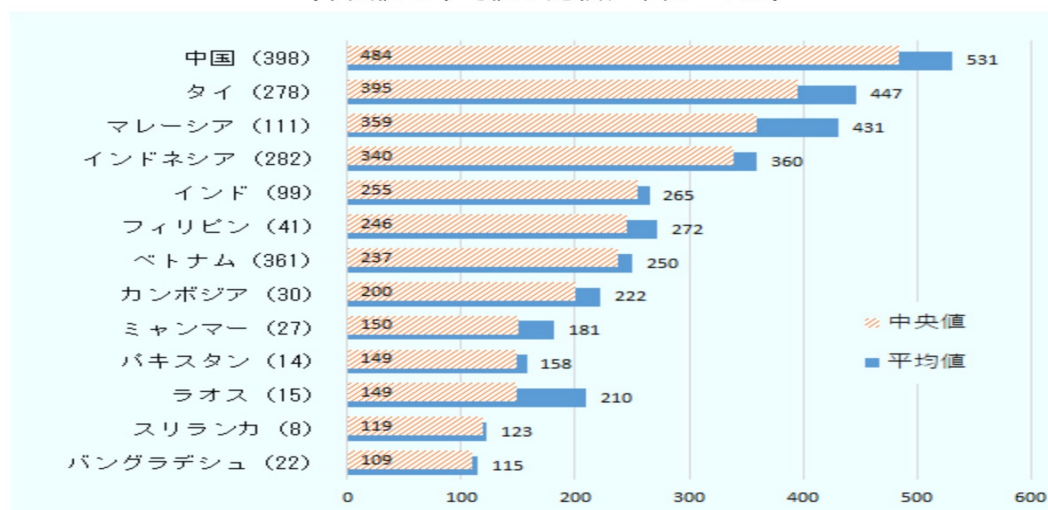
特定技能受入れルート（2021年3月末）

	総 数	受入れルート				
		試 験 ル ー ト	技能実習ルート	検定ルート	EPA 介 護 福 祉 士 候 補 者 ル ー ト	介護福祉士養成 施設修了ルート
全 分 野	22,567	3,353	19,092	7	115	—
	100%	14.86%	84.60%	0.03%	0.51%	—
介護	1,705	1,590	—	—	115	—
ビルクリーニング	281	103	178			
素形材産業	1,669	—	1,669			
産業機械製造業	1,937	—	1,937			
電気・電子情報関連産業	994	—	994			
建設	2,116	4	2,108	4		
造船・船用工業	592	4	588			
自動車整備	247	5	239	3		
航空	16	16	—			
宿泊	83	83	—			
農業	3,359	77	3,282			
漁業	314	2	312			
飲食物品製造業	8,104	319	7,785			
外食業	1,150	1,150	—			

13

図1：在アジア日系製造業の作業員・月額基本給（2020年）
（中央値と平均値の比較、単位：ドル）

<JETRO>



注：カッコ内は有効回答企業数。

出所：2020年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査の個票データから集計

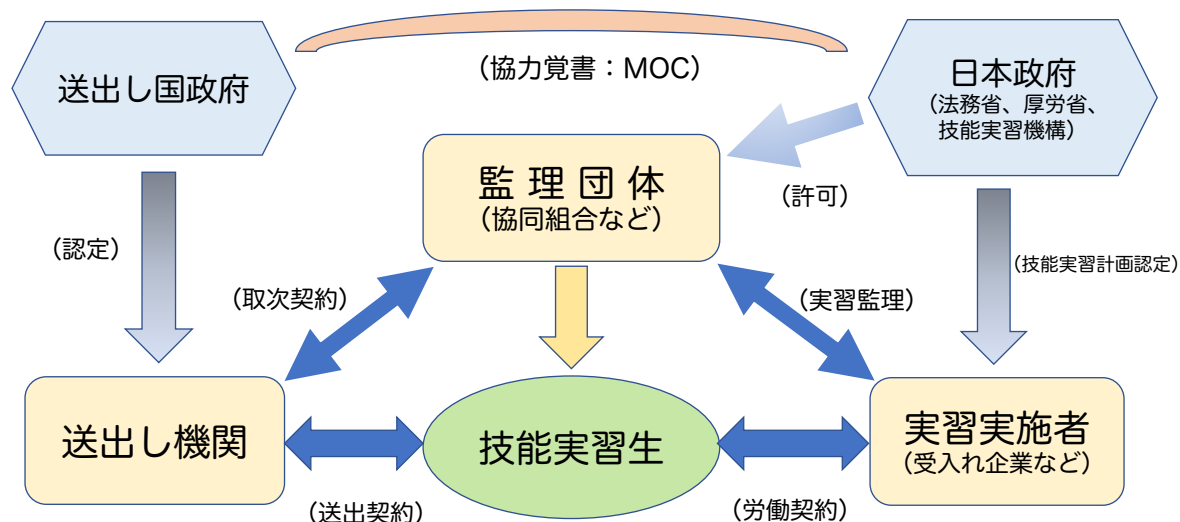
14

外国人労働者の賃金（'20賃金構造基本統計調査）

在留資格区分 ¹⁾	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)
外国人労働者計	218.1	-3.1	33.3	2.7
専門的・技術的分野（特定技能を除く）	302.2	-6.7	31.8	2.9
特定技能	174.6	-	28.1	1.1
身分に基づくもの	257.0	4.2	44.4	4.3
技能実習	161.7	2.5	27.1	1.7
留学（資格外活動）	-	-	-	-
その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）	205.3	-6.1	32.2	2.8

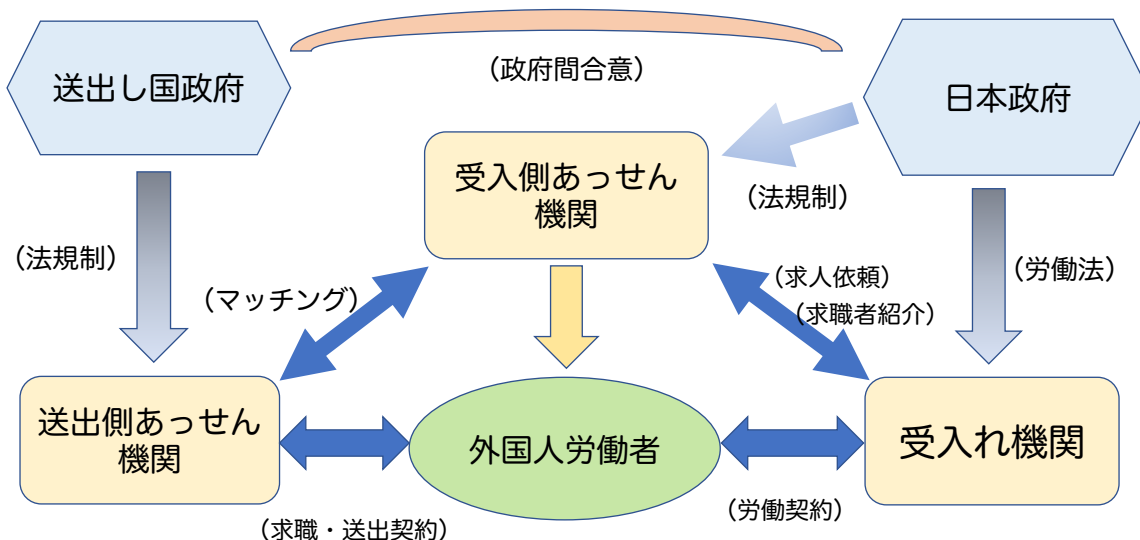
15

<技能実習生をめぐる諸関係>



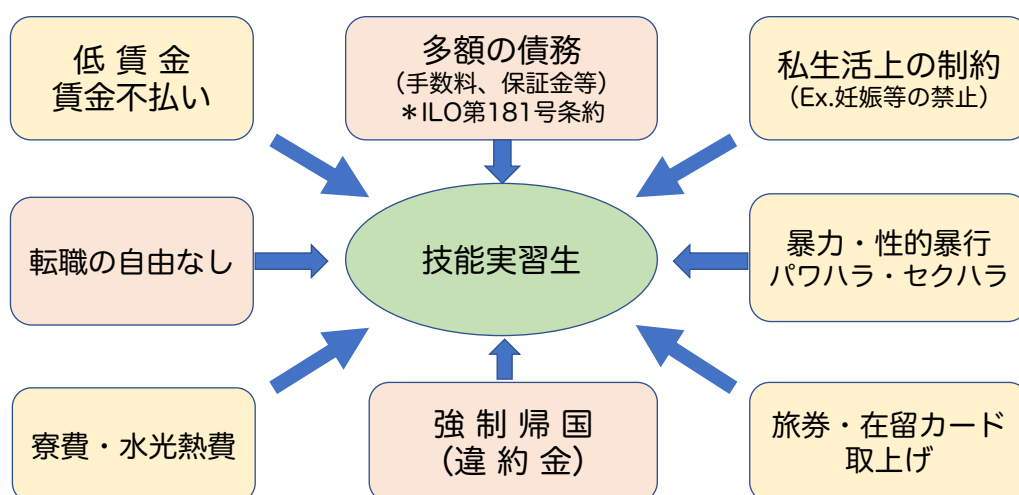
16

＜外国人労働者をめぐる諸関係＞



17

＜技能実習生をめぐる問題＞



18

技能実習制度の根幹的問題(1)

(1) 多額の債務（手数料、研修費用、渡航費等）

*ILO「民間職業仲介事業所条約」第181号（1999年批准）

- ・第7条1項「民間職業仲介事業所は、労働者からいかなる手数料又は経費についてもその全部又は一部を直接又は間接に徴収してはならない」
- ・技能実習法施行規則第10条第2項第6号ニ：送出し機関等に「支払う費用につき、その額及び内訳を十分に理解してこれらの機関との間で合意していること」つまり、手数料や経費等の徴収を認めている。

*ILO：強制労働と人身取引（労働監督官ハンドブック）「強制労働の可能性の兆候リスト」
～ 高額な職業斡旋手数料または旅費を返さなければならない状況か？

<厚生労働省回答> '19.11

技能実習での外国の取次送出国機関や準備機関は、その国の労働者から手数料・経費等を徴収できるとなっているが、批准国の国内で適用されるこの条約には必ずしも抵触するものではない。

➔ **送出し機関等による手数料や経費の徴収禁止を協力覚書で確認すべき！**

19

現地調査からみる韓国・雇用許可制度の実態（MUFG）

- 評価のポイントは、1)ブローカーを排除する仕組みにしている、2)韓国人と外国人間で職の競争が起きないような仕組みにしている、3)（実習・研修等ではなく）労働者としての受入れにより、韓国人労働者と外国人労働者は均等待遇である、4)勤務先の移動を認めており、非正規滞在者が減少している、の4点にまとめられる。

■雇用許可制の実態（明らかになった点、上記4つの評価ポイントについて）

- 1) 雇用許可制下において「非公式費用（賄賂・斡旋手数料）」や「民間ブローカー費用」が発生しており、100万円近い借金を背負って韓国へ入国している労働者が存在する。
- 2) 労働市場への影響を抑えるため労働市場テストを実施しているが、韓国人労働者の採用実績は1%程度にとどまる。韓国人労働者の中には外国人労働者の流入により雇用機会の縮小等の影響を受けている層が存在する。
- 3) 賃金、労働時間、住居環境等において、外国人労働者が劣悪な環境で就労・生活を強いられている実態が存在する。
- 4) 勤務先変更が制度としては準備されているが、実質的な利用は難しく、法令違反をして変更せざるを得ない状況がある。また、非正規滞在者数・割合は年々増加しており、勤務先から離脱し、非正規滞在化している労働者も一定割合存在する。

20

技能実習制度の根幹的問題(2)

(2) 転職の自由なし（例外的取扱い）

* 技能実習基本方針（主務大臣：法務大臣・厚生労働大臣）

「第二号技能実習から第三号技能実習に進む段階では、技能実習生本人に異なる実習先を選択する機会を与える」「実習実施者から人権侵害行為等を受けた場合はもとより、実習先の変更を求めることについてやむを得ない事情があると認められる場合」

* 技能実習運用要領

「実習実施者の経営上・事業上の都合、実習実施者における実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更」

* ILO：強制労働と人身取引（労働監督官ハンドブック）「強制労働の可能性の兆候リスト」

～ 特定の雇用主だけに固定されていないか？

➡ 転職の自由をより柔軟に認めるべき！

21

技能実習制度の根幹的問題(3)

(3) 強制帰国

* 技能実習基本方針（法務省・厚生労働省告示）

「倒産等のやむを得ない場合を除いては、実習実施者や監理団体の一方的な都合により、技能実習生が実習期間の途中でその意に反して帰国させられることはあってはならない」

* 技能実習生手帳

「意に反して帰国を促された場合にあっては、機構に相談や申告の申出を行うことができるほか、最終的には空海港での出国手続の際に入国審査官にその旨を申し出ることができます」

➡ 技能実習法において強制帰国を禁止し、罰則規定を設けるべき！

22

新型コロナウイルス関連施策等

- 20/2/14 雇用調整助成金の特例措置スタート（その後、拡大措置を繰り返し、大企業も100%保障可能に）
- 3/19 帰国困難実習生に在留資格付与「特定活動（3ヶ月・就労可）」or「短期滞在（90日・就労不可）」
- 3/30 失踪責任ある実習実施者・監理団体に対する新規受入れ停止措置
- 4/17 技能実習生によるマスク等の製造可能に
- 4/17 実習・就労継続が困難となった実習生等への雇用維持支援策「特定活動（最大1年・就労可）」
- 5/14 技能実習機構「技能実習生の特別定額給付金の確実な受給」について通知
- 5/21 帰国困難な技能実習生の在留資格変更「特定活動（就労可 or 不可・6ヶ月）」
- 6/12 新型コロナ休業支援金・8割支給決定
- 9/07 雇用維持支援策の拡大（技能実習修了後・帰国困難な技能実習生も対象に）
- 11/27 雇用調整助成金特例措置、新型コロナ休業支援金を2021年2月末（その後、8月末）まで延長決定
- 12/01 短期滞在者・技能実習生など帰国困難者にアルバイトを許可（一時的措置）
- 12/07 コロナの影響で送還等困難な非正規滞在者に関する通達（短期滞在90日・アルバイト可）
- 21/1/21 国際的な往来再開：1/21までに技能実習生入国者数63,484人（その後、一時停止が継続中）
- 3/26 雇用維持支援策の拡大（帰国困難であれば、「特定活動（就労可・最大1年+6ヶ月）」に）
- 4/01 年金脱退一時金：上限3年を5年に上げ施行

23

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の 在留諸申請の取扱いについて



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

①本国への帰国が困難な方

⇒ 「特定活動（6か月・就労可）」又は「特定活動（6か月・就労不可）」への在留資格変更が可能です

※ 「特定活動（6か月・就労可）」は、従前と同一の業務（注）で就労を希望する方に限ります

（注）従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に係る業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。）」で就労することも可能です（8月12日追加）

※ 「特定活動（6か月・就労不可）」又は「短期滞在」等就労が認められない在留資格で在留している方であって、本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動許可（週28時間以内）を受けて就労することが可能です（12月1日追加）

※ 帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です

②技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です

※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

③実習先の経営悪化等により技能実習の継続（注）が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

⇒ 特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められる「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です（注）予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります（9月7日追加）

※ 帰国が困難な場合には、6月の範囲で更新を受けることが可能です

24

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により本国等への帰国が困難な
外国人に係る在留諸申請の取扱い



出入国在留管理庁
(令和2年12月1日更新)
Immigration Services Agency of Japan

1 「短期滞在」で在留中の方

⇒「短期滞在（90日）」の在留期間更新を許可します。

※ 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動（週28時間以内のアルバイト可）を許可します。詳細は[こちら](#)を御覧ください。

2 「技能実習」、「特定活動(外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号))」で在留中の方

⇒「特定活動（6か月・就労可）」への在留資格変更を許可します。

(注1) 従前と同一の業務（※）に従事する場合が対象となります。

※ 従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に係る業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。））」で就労することも可能です。

(注2) 「特定活動（インターンシップ(9号), 製造業外国従業員(42号))」で在留中の方が、従前と同一の業務で就労を希望する場合は在留資格変更を許可します。

(注3) 「短期滞在」や「特定活動(6か月・就労不可)」がいったん許可された方も対象になります。

(注4) 「特定活動(サマージョブ(12号))」で在留中の方で、従前と同一の業務で就労を希望する場合は「特定活動（3か月・就労可）」への在留資格変更を許可します。

3 「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合

⇒「特定活動（6か月・週28時間以内のアルバイト可）」への在留資格変更を許可します。

※10月19日より、卒業の時期や有無を問わない取扱いに変わりました。

(注) 「短期滞在」や「特定活動（帰国困難・就労不可、出国準備）」の在留資格で在留している元留学生の方も対象になります。

4 その他の在留資格で在留中の方（上記2又は3の方で、就労を希望しない場合を含む）

⇒「特定活動（6か月・就労不可）」への在留資格変更を許可します。

※ 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動（週28時間以内のアルバイト可）を許可します。詳細は[こちら](#)を御覧ください。

(注) 上記1～4について、帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。※詳細は[こちら](#)を御覧ください。

25

コロナ対策の効果

* コロナに感染した技能実習生数（報告分のみ）

2021年6月25日までに1,477人

* 実習実施者都合で実習中止となった技能実習生数

2021年5月7日までの報告：7,498人（在留者5,062人、未入国者2,436人）

・6月25日現在の状況：帰国者524人、実習先変更4,470人、実習先未定68人

* 帰国困難者に対する措置（技能実習生、建設・造船就労者）

2021年6月4日現在（速報値）

・特定活動（就労可, 6ヶ月）：約31,300人

・特定活動（就労不可, 6ヶ月）：約1,700人

* 雇用維持支援策（技能実習生・就労資格者等）

2021年5月31日現在（速報値）

・特定活動（就労可, 最大1年+6ヶ月）：約5,000人

26

新型コロナウイルス関連相談事例（1）'20.6

- ・技能実習3年が修了し会社の寮にいるが、帰国できない。特別定額給付金10万円はもらったが、水光熱費などは自己負担のため2～3万円しか残っていない。
- ・帰国できない技能実習生は6ヶ月滞在を延長できると聞いたが、会社は対応してくれない。帰国するまでの間、失業手当や会社の支援を受けられるか。
- ・5月は1か月間仕事が休みで、賃金の6割の休業手当が支払われた。6月も仕事が少なく週3日勤務の状態で、収入は8万円未満に。来日前に2億ドン（約92万円）を高金利で借りており、返済困難で困っている。
- ・コロナの影響で、会社は仕事が少ない。日本人マネジャーは、私たちがミスをすると蹴ったり、首や頭をつかんだり、平手打ちをするなど暴力をふるう。その後、監理団体から「態度が悪いから辞めさせられたので、休業手当は支払われない」と言われた。
- ・技能実習生だが、月収は一番高い月で手取り8万円、5月は7万円だった。控除が5万円ぐらいあるが、そもそも給料がベトナムでもらった契約書と違っている。ほかの会社に移りたい。

27

新型コロナウイルス関連相談事例（2）'21.5

- ・ピアノ修理の会社で塗装などをしていたが、数ヶ月経った頃から体調が悪くなり、吐き気、頭痛、腹痛などがあつた。薬を処方してもらっていたが、今年に入り体調不良で1ヶ月ほど休んだ後、入社して1週間ほどで解雇通告された。
- ・技能実習3年が修了し、特定活動で働いていたが、精神的な暴力を受けたこと、賃金が日本人より低いことなどから退職した。帰国の航空券代について、監理団体は5万円しか負担しないと言っているが、仕方ないのか。
- ・仲間の実習生がコロナ陽性になり、同じ寮に住んでいた自分も感染した。現在自宅待機しているが、会社と組合に聞いたところ、休業中の賃金は払わないと言っている。
- ・日本人より賃金が低い上、長時間労働である。また、怒鳴られたり殴られたりと暴力も受けている。そこで監理団体に相談したら、社長から「辞めろ」と言われた。他の会社に移りたいが、監理団体からは「転職は難しい」と言われた。
- ・機械の修理作業中に部品が目近くに当たり、右目は失明、左目は損傷した。さらに骨折も見つかり、手術入院を予定している。労災については、何も聞いていない。

28

ローテーション政策の持続可能性を考える

- i 国際的な人流の制約（パンデミック・災害・紛争etc.）
 - ～ 常に新たな供給が必要な政策には強い脆弱性がある
- ii 人権侵害＝企業のリスク＝企業の持続可能性の危機
 - ～ 国連を含む国際的な批判、ESG投資など機関投資家の厳しい眼
 - “ビジネスと人権”指導原則、現代奴隷法（イギリス・オーストラリア）
- iii 経済的な合理性
 - ～ 受入れ機関：長期の担い手とならず、人的投資の動機が働かない
 - 外国人労働者：熟練形成が難しい、永住につながらない
 - 家族関係の崩壊の懸念 ⇒ 魅力に乏しい
- iv 送出し国の状況変化
 - ～ 経済発展による所得水準の向上、海外労働への依存からの脱却

29

持続可能性に向けた課題は何か？

- * 国際的な労働力移動に伴うリスク
 - 如何にすればリスクを軽減できるか？
- * 移民社会の自己認識、移民政策の可能性
 - ・ 現状認識と将来の見通しの共有
 - ・ 開かれた移民政策をどう構想するか（外国人労働者の自己決定権）
- * 人権保護のインフラ整備
 - 人種差別撤廃法、国内人権機関、外国人労働者法など
- * 状況変化に対応する継続的かつ柔軟な見直し
 - 多様性を反映したメンバーによる戦略的政策形成機能

30